

該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>今回の修繕は遮光カーテンの破損した部分を直すものである。この設備は環境制御のために必要であり、現状のままでは試験結果に影響を及ぼすため至急修繕を行う必要がある。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>(株)エノモト農材は当温室について熟知しており、病理昆虫部の温室について今年度修繕を円滑に行った実績があるため、今回についても期限内に実施可能であることから選定した。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。